

平成 26 年度第 5 回児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成 26 年 12 月 18 日（木）18：00～20：00
- 2 開催場所 青森市役所第 1 庁舎 3 階 福利厚生室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、大村育子委員、長内幸雄委員、木村聖一委員、鳴海明敏委員、森理恵委員
- 4 欠席委員 道川晋司委員
- 5 事務局出席者 健康福祉部長 赤垣敏子、理事 能代谷潤治、子どもしあわせ課長 小倉信三、浪岡健康福祉課副参事 加福拓志、子どもしあわせ課副参事 西澤哲司、副参事 太田直樹、主幹 松島豊、主幹 竹内巧、主査 駒ヶ嶺祐、主査 細田美代子、主査 小山内孝育、主事 柿崎優子

6 会議内容

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 健康福祉部長あいさつ
- 4 審議案件
放課後児童会の方針について
- 5 報告案件
 - (1) (仮称) 青森市子ども総合計画の策定について
 - (2) 認定こども園、幼稚園及び保育所の子ども・子育て支援新制度への移行状況（予定）について
 - (3) 平成 26 年度第 3 回青森市子ども・子育て会議の概要について
- 6 閉会

審議案件 放課後児童会の方針について

事務局より資料 1 について説明

質疑・応答

○委員

教室の確保だけではなく、人材の発掘、研修等が必要だと思う。その辺を放課後児童会の実績に反映させていく、あるいは方針に取り込むということはないのか。

○事務局

御指摘のとおり、箱があっても指導員不足で運営が出来ないというのでは問題である。国の制度では、補助員は無資格でいいということであるが、青森市は、補助員についても有資格者を配置する、当然支援員には研修を受けていただくという二つの方針で臨みたいと考えている。指導員について、もう少し詳しく書き込むこととする。

○委員

平成 21 年度から教員免許の更新制がスタートしている。学校は教員免許を更新しなければ勤められないが、放課後児童会は学校ではないので、免許更新をしていない人でも構わないということか。

○事務局

免許の更新をしている人のみにすると、指導員を確保できるかというとなかなか難しいと思う。

○委員

旧免許保有者は学校に勤めないのであれば免許は残ったままであるが、若い人たちの場合は、10年で失効してしまう。その方たちの門戸が閉ざされてしまうことになる。

○委員

新しい支援員について、待遇や研修についてはどうか。

○委員

国の放課後児童会の支援員というのは、基本的には都道府県が研修等を設定し、それを受講した人が支援員で、放課後児童クラブには1人いなければならないとしているので、まずは県行政が支援員の研修を始めていくと思う。

○事務局

青森市は、支援員の配置の仕方は国と同じであるが、補助員については無資格ではなく有資格者を配置したいと考えている。また、支援員の処遇の改善をしたいと考えている。

○委員

放課後児童会は市の直営ということであるが、児童館はどうか。

○事務局

市社協に委託している。

○委員

浪岡地区についてはどうか。

○事務局

浪岡地区は NPO 法人に委託している。

○委員

放課後児童会は職員の待遇改善を考えているということであるが、児童館については考えていないのか。

○事務局

児童館職員の待遇については、指定管理者である事業主が決めることになる。

○委員

働いている保護者の方からは、保育所や幼稚園の延長保育のように、放課後児童会にも延長があればという声を聞いている。また、シルバー人材センターなどの子育てに一段落した方たちが子どもたちの教育に関わっているというところもあるようなので、有識者もちろん配置するが、そういった方たちを活用し、子どもの心のケア、子どもたちがくつろげる居場所というのを保障してあげるような人材も必要ではないかと思う。

○委員

アンケートをとる段階で、これから小学校に入学する子どもの保護者の話も聞いていかないといけないと思う。

○委員

ニーズに応じていくとすれば、市が持ち出ししていかないといけない部分が出てくると思う。1時間延長すると、人件費が受益者負担ですぐに跳ね返る。国の制度を変えていくことも含め先駆的にやっていくしかないと思うが、かなり厳しいと思う。現状では利用者の9割が現状のままでいいと回答しているし、今は仕方がないと思う。

○委員

現在は各学校から1教室を借りて行っているものの、それだけでは足りないということだと思うが、一般の教室を使わせてもらうのはなかなか厳しいと思う。

○事務局

教室の確保については、教育委員会と一緒に各学校へお願いに行くこととしている。物

理的に空き教室がない場合には、近隣の公共施設や場合によっては民間施設を借りても用意しなければならないと思っている。また、高齢者等の地域との連携という部分では、地域プログラムというプログラムの中で、現在も夏休みや冬休みなどの長期休暇の際に地域の方と放課後児童会との連携を図っている。

○委員

市では老朽化している児童館については随時建替えを進めていくが、運営等については、児童館で行う。そして放課後児童会は市教委の放課後子ども教室と調整をし、利用できる教室の確保をしていくと理解してよいか。

○事務局

児童館は放課後児童会と役割が違うため、児童館は今の機能で堅持し、市としては、放課後児童会は保護者が就労している子どもたちの放課後の生活の場として、全小学校区に整備し、小学校 6 年生までを堅持していく。放課後子ども教室については、保護者が就労している、就労していないに関わらず、すべての小学生が交流活動を行う場所となるが、これは教育委員会で実施していく。学校の中で、放課後児童会と放課後子ども教室が同時に開催される時にはうまく連携するということで、連携の仕方を教育委員会と整理していくことになる。

○委員

留守家庭児童対策は放課後児童会と児童館でやっていくということか。

○事務局

児童館は留守家庭児童のみならず、18 歳未満のすべての子どもの遊びの場である。

○委員

青森の学童の子どもたちの居場所としては、放課後児童会、児童館、放課後子ども教室の 3 つがあるという理解でよいか。

○事務局

はい。

○委員

放課後児童会の利用について、障がいのある子どもの場合はどうなのか。

○事務局

現在も障がいのあるお子さんを受け入れている。その場合は、保護者と話をした上で、放課後児童会において安全に過ごせるかということを判断し、ご利用いただいている。

○委員

それは市が判断しているのか。

○事務局

はい。市が判断して受け入れ、障がいがあるお子さん1人に対して3人の職員を加配している。

○委員

放課後児童会について、浪岡地区は児童館の指定管理者の期間を考慮し、平成28年度からの放課後児童会の学校開設（有料）を目指すとするが、今は無料なのか。

○事務局

はい。

○委員

平成28年度からは浪岡地区でも各小学校において開設することになるので有料になるということか。

○事務局

はい。

○委員

放課後児童会の利用料について1人3千円ということであるが、兄弟がいる場合は、金額として大きいと思う。兄弟等の軽減というのは考えていないのか。

○事務局

本市では、一家庭で2人以上が放課後児童会を利用している場合の軽減については行っていないが、他の事業との優先度等、子ども・子育て支援策全体をみながら整理、検討させていただく。

報告案件 (1) (仮称) 青森市子ども総合計画の策定について

事務局より資料2について説明

質疑・応答

○委員

教育委員会の教育振興基本計画とスケジュールがかなり重なっていると思うので、今年度中に話し合いの場をもっていただき、来年からの総合教育会議を活用して、縦割りではないという部分をやっていくのにタイミング的によいと思う。

○事務局

教育総合会議が動くと、教育委員会との連携がとりやすくなるものと思っている。

○委員

1年間延長するというのは、旧の表現のまま1年間延長するのか。

○事務局

前回延長した際は、中身に変化があったものについては修正して延長した。

○委員

修正等もあるという理解でよいか。

○事務局

はい。子ども・子育て支援新制度で変わるところもあるので、見直しをしながら進めていかなければならないと思っている。

報告案件(2) 認定こども園、幼稚園及び保育所の子ども・子育て支援新制度への移行状況(予定)について

事務局より資料3について説明

質疑・応答

○委員

幼稚園が幼保連携型認定こども園を選択することにより、非常に不利なところもあるので、十分検討してからと考えている。

○委員

途中で移行することは可能なのか。

○事務局

可能である。

報告案件 (3) 平成 26 年度第 3 回青森市子ども・子育て会議の概要について

事務局より資料 4 について説明

質疑・応答

なし